

介護保険事業者事故報告取扱要領

1 報告の根拠

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）による、事故が発生した場合の介護保険事業者から奈良市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の(1)から(4)の場合、奈良市福祉部介護福祉課（以下「所管課」という。）へ報告を行う。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む）は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。ただし、利用者が乗車していない場合は除く。

(注2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。ただし、念のための受診は除く。

(注3) 介護保険事業者の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること）。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、所管課へ報告すること。

(注5) 利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、介護保険事業者は

速やかに、所管課へ連絡し、介護保険事業者・有料老人ホーム等事故報告書（以下「報告書」という。）を再提出すること。

(2) 食中毒、感染症又は結核の発生

食中毒、感染症、結核について、サービス提供に関して発生したと認められる場合であって、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日 厚生労働省告示第二百六十八号）において市町村への報告が必要と定められている場合については、迅速に所管課及び保健所に報告を行うこと。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報のお失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など）については所管課へ報告すること。

(4) その他

ア 誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに所管課へ報告すること。

イ 行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協力を求めたときには所管課へ報告すること。

3 報告事項

介護保険事業者は、2で定める事故が発生した場合、報告書により報告すること。なお、報告書に相当する内容を記載した様式を事業所において作成している場合は、当該様式を使用して差し支えない。

4 報告先

介護保険事業者は、2で定める事故が発生した場合は、利用者の属する保険者と、事業所・施設が所在する保険者の両者に報告書を提出するものとする。

5 報告の手順

介護保険事業者は、2に定める事故が発生したときは、報告書により、できる限り速やかに（原則3日以内）、第1報の報告を市長に行わなければならない。

(1) 緊急性の高いものについては、保険者に対し速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

(2) 介護保険事業者は、第1報の報告後おおむね2週間以内に、報告書により、市長に第2報の報告を行わなければならない。

この場合において、報告書には事故後の対応・方針までを記入し、提出すること。

- (3) 第1報及び第2報の報告時において、事故の処理が完結していない場合は、その時点での進捗状況、完結の見込等を今後の対応・方針欄に記載すること。
- (4) 介護保険事業者は、報告時に、必要に応じて市長から求められた資料を提出すること。

6 公表等

市長は、報告事項を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

加えて、介護保険事業者が運営基準等に違反し、かつ、次のいずれかに該当するときは、介護保険事業者の名称及び事故内容を公表することができるものとする。

- (1) 介護保険事業者が事故発生を故意に隠匿している場合
- (2) 介護保険事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護のため、市長が必要と認めた場合

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

この要領は、平成22年9月3日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年8月3日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月19日から施行する。